

報告

皇后制の成立と持統王権

遠藤 みどり

はじめに

義江明子氏の提唱した持統篡奪王権論の是非を問うという趣旨のもと開催された本シンポジウムにおいて、筆者に課された課題は、上記の問題を大后制否定論の立場から論ずるというものである。

さて、上述の持統篡奪王権論とは、持統が自身の資質と実力によって、王権を篡奪した「正統な王者」であったと評価し、従来の「先帝皇后」「中継ぎ」の二条件を満たす典型的な古代女帝という評価を否定したものである。その中で義江氏は、「持統は、先帝天武の殞の間に、激しい後継争いの先手を打って大津（母は天智の娘で、持統の同母姉妹）を倒し、他の天武諸皇子を押さえ、王権を奪取したのではないか」と述べている。¹⁾

持統が、王としての資質と実力を兼ね備えた「正統な王者」であったことに異論はない。ただ、筆者が疑問に思うのは、天武崩御時において、持統以上の資質と実力を持った天武皇子は存在したのかという点である。持統の正統性

の唯一の不安要素として、義江氏が挙げているのが、壬申の乱における高市皇子の活躍である。だが、そうであるならば、持統の即位のためには高市の排除こそが必要であったと考えられるが、実際には高市ではなく、大津皇子だけが倒されている。息子の草壁皇子より一歳年少であった大津は、壬申の乱に際して特別な働きがあったわけでもなく、持統が即位する上で排除すべき強力なライバルとはなり得なかったと考えられる。

では、なぜ大津は排除されなければならなかったのか。大津の資質・実力を勘案した時、それとほぼ同等なのは草壁である。やはり、大津は草壁の強力なライバルであったために排除されたのであり、天武崩御直後には持統ではなく、草壁の即位が画策されていたと考えざるを得ないのではないだろうか。

そこで本稿では、ポスト天武が草壁であり、その死後の持統の即位が孫珂瑠皇子への「中継ぎ」を意図したものであることを、女帝即位の意義、皇后制の成立過程の問題から論じていきたい。

一 女帝と大后

本節では、別稿で論じた大后と女帝に関する見解を踏まえ、ポスト天武の争いが持統ではなく草壁擁立のために起こったことを明らかにしていく。

日本古代には、推古・皇極（斉明）・持統・元明・元正・孝謙（称徳）の六人八代の女帝が存在していた。こうした女帝をめぐっては、皇位継承上の何らかの困難がある時に、先帝もしくは前帝の正妻である皇后が中継ぎとして即位したとする、いわゆる女帝中継ぎ説が通説的な見解であった。²⁾これに対して、義江氏らによって唱えられているのが、性差を超えた女帝論である。これは、皇后の前身とされる大后が単なる正妻ではなく、大王権力を分掌する共同

統治者であり、女帝即位以前からの政治的地位の高さから女帝はただの中継ぎではないとする、女帝中継ぎ説批判だと言える。⁽³⁾

こうした女帝研究の現状に対して、拙稿では、七世紀以前において、大王の正妻としての「太后」も、共同統治者としての「太后」も確認できないことから、女帝の問題を「太后」というキサキ制度の問題と切り離し、王族女性全体の問題から考えるべきではないかとして、「皇女の中のキサキ」という視角を提示したのである。⁽⁴⁾ この「皇女の中のキサキ」という視角から、女帝について考察した結果は次の通りである。⁽⁵⁾

①六世紀以降の「王族」形成過程において、皇女は大王やその候補者と婚姻を結ぶことで、夫の即位の正当性を保証し、「王族」という父系親族集団の自立を促した。

②女帝は男帝と異なり、在位中は配偶者を持たず、不婚を強いられていたことから、皇位継承資格者の拡大を防ぐため一代限りの存在として即位した。

③①②によって、皇統の限定化が進められ、唯一の皇位継承候補者を在位中に立てる皇太子制の成立が導かれる。

④皇太子制を補完するために行われるようになった讓位は、⁽⁶⁾当初女帝のみが行っていたように、一代限りという女帝の出現によって生み出され、定着していく。

以上のように、女帝の即位は、六世紀以降試みられてきた皇統の限定化を進めるため、傍系王族の即位を妨げ、皇位継承資格者の拡大を防ぐために行われたものだと考えられる。このように考えると、持続の即位は、高市皇子を筆頭とした天武諸皇子たちの即位を妨げる措置だったと考えることができるのではないだろうか。しかも、皇統の限定化の進展によって皇太子制が成立したのが、まさに持続の時である。持続の在位中に、最初の皇太子として珂瑠皇子

(文武)が立てられ、立太子からわずか半年で讓位が行われ、持統は最初の太上天皇となった。このように、持統の即位は、草壁遺児である孫の珂瑠の成長を待ったものだったと考えられるのである。

さらに、天武崩御直後の状況も考えてみたい。はじめに述べたように、朱鳥元年(六八六)九月の天武崩御の翌月に大津皇子の変が起こる。この時、持統は四十二歳。同母姉の大田皇女(天武妃・大津の母)は既に死去していたことから、天智皇子女の最年長であった。また、天武諸皇子は、高市の三十三歳を筆頭に、草壁二十五歳、大津二十四歳と続くように、天武崩御時において、天智第二皇女であった持統が、天智・天武皇子女の最年長だったのである。このような状況は、これ以前の女帝推古・皇極即位時と同様であり、天武崩御直後もポスト天武の最有力者は持統であったと考えられる。しかし、持統以前の二人の女帝は前帝崩御からほとんど間を置かず即位していたのに対し、持統の場合、天武崩御から三年以上の期間を経た持統四年(六九〇)正月にやっと即位が果たされる。義江氏の言うように、ポスト天武が持統であったのならば、このような長い期間即位しなかったのはなぜなのであろうか。

この間、天武の殯が続くが、それは持統二年十一月の大内陵への埋葬をもって終了しており、殯が理由とは考えられない。それ以外で注目されるのが、持統三年四月の草壁の死去であろう。また、天武の殯において、皇太子草壁が公卿・百寮を率いていたが、これは草壁を天武の後継者として群臣に承認させるための儀式であったと考えられることができる。これらとともに、大津排除の理由を勘案すれば、天武崩御時においては草壁の即位が企図されていたと考えられるだろう。その後、草壁の突然の薨去によって、他の天武諸皇子の即位を阻止するために、持統の即位が実現することとなったのである。

以上のように、天武崩御時におけるポスト天武は持統ではなく、草壁であったことを論じてきた。天武崩御後の大

津排除や長期間の殯など、草壁をポスト天武として位置づける試みが為されているが、こうしたことは既に天武在位中から行われていたことが予想される。そこで次節では、皇后制の成立についての検討から、天武朝における草壁の地位の変化について考察してみたい。⁽⁷⁾

二 皇后制の成立

皇后制は、律令制下において、所生子の立太子を引き出すため、キサキの一人を立てて皇后とする制度で、皇太子制と密接な関わりを持つ。⁽⁸⁾ 天武・持統期は皇太子制の成立の画期となる時期であることから、皇后制の成立についても重要な時期であったと考えられる。そこでまず、天武朝における皇子の序列と生母との関係に関して確認してみたい。⁽⁹⁾

この点で注目されるのが、天武八年（六八〇）五月六日のいわゆる吉野の盟約である。松崎英一氏によって盟約を境に天武皇子の序列に変化があると指摘されたように、⁽⁹⁾ 盟約以前には高市皇子を筆頭に列記する例があるのに対して、以後は草壁を筆頭とする例が圧倒的に多くなっている。この見解を踏まえ寺西貞弘氏は、松崎氏の指摘する草壁の位置づけの変化を、母である持統の地位が皇后として認知されたことによって、盟約以後「皇后嫡出の草壁皇子を筆頭とする序列が確立した」と理解する。⁽¹¹⁾ 吉野の盟約が「立后儀式」であったのかは検討の余地が残るが、天武八年以前に持統の政治的活動が見えないのに対し、⁽¹²⁾ 盟約以後、積極的な政治関与が見え始めることの指摘など、天武八年を境とした持統の位置づけの変化には注目される。さらに、同年正月七日には卑母への拜礼を禁じる詔が出されている。このように、天武八年はキサキの地位や出自が所生子の序列に影響を及ぼし始めた、皇后制成立の画期となる年

なのだとと言える。

では、なぜこの時期に皇后所生子が優先的に皇位継承する仕組みが整えられなくてはならなかったのだろうか。まず考えられるのが、壬申の乱のような皇位継承をめぐる争いに終止符を打とうとしたことである。天武と争った大友の生母が伊賀采女であったように、天武即位以前に、生母の尊卑を問わず皇位継承を主張し得たことは明らかであることから、天武八年正月の卑母への拝礼禁止は、卑母所生子の皇位継承資格者としての序列を降す意味を持っていたと考えられる。これによって、尼子娘（胸形君徳善の女）所生の高市皇子、櫛媛娘（宍人臣大麻呂の女）所生の忍壁皇子・磯城皇子が序列の下位へ落とされ、持統所生の草壁を筆頭とする序列が形成されたのである。ただ、天武朝では持統以外に、大田・大江・新田部の三人の皇女がキサキとなっている（表）。いずれも天智の女で、大田には大津皇子、大江には長皇子・弓削皇子、新田部には舎人皇子がそれぞれ存在していた。また、氷上娘や五百重娘（ともに藤原鎌足の女）、太蕤娘（蘇我赤兄の女）も卑母ではなく、他の皇女のキサキと同等の位置づけをされていた

表 天武皇子の序列とキサキ

序列	年齢順	皇子	生 母	称号
1	2	草壁	鸕野皇女	皇后
2	3	大津	大田皇女	妃
3	6	舎人	新田部皇女	妃
4	7	長	大江皇女	妃
5	8	穂積	太蕤娘（蘇我氏）	夫人
6	9	弓削	大江皇女	妃
7	10	新田部	五百重娘（藤原氏）	夫人
8	1	高市	尼子娘（胸形氏）	—
9	4	忍壁	櫛媛娘（宍人氏）	—
10	5	磯城	櫛媛娘（宍人氏）	—

た。⁽¹³⁾ 卑母所生の高市を除けば草壁が最も年長であるので、天武の後継者として最有力候補であったのは間違いないが、一歳下の大津の台頭も草壁に匹敵するものであり、草壁の後継者としての地位は決して安泰とは言えなかったのだらう。そのため、大津をはじめとする他のキサキ所生の皇子から、持統所生の草壁を区別し、次の皇位継承者としての地位を補強する一環として、皇后の子が次の天皇となるという皇后制が創出されたと考えられるのである。⁽¹⁴⁾

このように、キサキを出自や地位によって序列づけることで、その所生子である皇位継承資格者の序列をつけることが企図されたのである。妃・夫人・嬪の令制キサキの序列づけができるのは大宝令によってであるが、⁽¹⁵⁾ その前段階として、卑母の排除および嫡妻たる皇后の地位の整備があったと考えられる。そして、その結実点となるのが、飛鳥浄御原令において皇后号が制定されたことであらう。浄御原令編纂は天武十年（六八一）から始められるが、この時草壁の立太子も行われる。律令編纂開始と立太子が同時に行われたことについては、草壁の皇位継承者としての地位の補強を指摘する見解もある。⁽¹⁶⁾ また、「嫡妻制は嫡子制とセットでもちこまれる」との指摘もあり、⁽¹⁷⁾ 皇太子制と皇后制が浄御原令において一緒に整備された可能性は高い。

以上のように、皇后制は天武朝において、他のキサキとの序列をつけることで所生子の即位を優位にさせるために創出された制度で、皇太子制とともに成立したことが明らかとなった。いずれも、草壁を次期皇位継承候補者として際立たせるための試みであったと考えられるのである。しかし、草壁の早逝により、これらの試みは一旦頓挫することとなり、次の持統朝における珂瑠の立太子→讓位によって、唯一の次期皇位継承者としての皇太子の地位が承認され、新たな皇位継承方式が展開していくこととなるのである。

おわりに

本稿では、持統の即位が孫珂瑠皇子への「中継ぎ」を意図したものであることを、皇后制の成立過程から論じた。その結果、天武朝において鸕野（持統）をキサキの筆頭に位置づけることで、草壁の嫡子としての地位を強化する試みがなされていたことが明らかとなった。また、天武崩御後における二年以上にわたる長い殯の期間は、草壁即位までの準備期間と考えることができる。いわゆる持統称制期間についても、持統が史料上ほとんど現れないことからすると、実質的には草壁称制期間だった可能性も想定されるだろう。ところが、草壁が即位前に死去したことで持統が即位することとなり、その七年後、十五歳となった孫の珂瑠が立太子し、生前譲位される。この時の譲位が、まだ若い珂瑠を確実に即位させるために取られた措置であることから、持統が珂瑠への「中継ぎ」を意図していたことを窺うことができるだろう。

このように、義江氏の提唱した持統篡奪王権論に対して、通説と同じく持統の即位は珂瑠への「中継ぎ」であることを論じてきた。但し、義江説の根幹である、持統が自身の資質と実力によって、王権を篡奪した「正統な王者」であったとの評価を否定するものではない。本稿で論じたように、皇太子制の成立はまさに持統の即位があったからこそ実現したものであり、六世紀以来進められてきた皇統の限定化に一旦の終止符を打ち、これ以降の皇位継承は草壁皇統の維持という新たな段階へと転換をしていくこととなるのである。持統はこうした転換期の王であり、それをなし得る実力を備えた「正統な王者」であったと言えるのであろう。

〈注〉

- (1) 義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『岩波講座 天皇と王権を考える』七 岩波書店 二〇〇二年)。
- (2) 代表的な研究が、井上光貞「古代の女帝」(『日本古代国家の研究』岩波書店 一九六五年、初出一九六三年)。
- (3) 小林敏男「大后の成立事情」(『古代女帝の時代』校倉書房 一九八七年)、荒木敏夫「可能性としての女帝」(青木書店 一九九九年)、義江前掲(1)、仁藤敦史「古代女帝の成立―大后と皇祖母―」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館 二〇一二年、初出二〇〇三年)。
- (4) 拙稿「〈大后制〉の再検討」(『古代文化』六三―二二〇一年)。
- (5) 拙稿「女帝即位の歴史的意義」(『ヒストリア』二四一 二〇一三年)。
- (6) 拙稿「七、八世紀皇位継承における讓位の意義」(『ヒストリア』二〇九 二〇〇八年)。
- (7) 皇后制については、拙稿「皇后制の成立」(『日本古代の女帝と讓位』塙書房 二〇一六年刊行予定)において詳述している。次節の内容は、本稿の一部を抜粋・改変したものである。
- (8) 拙稿「日本古代王権とキサキ」(『歴史の理論と教育』一四二 二〇一四年)。
- (9) 松崎英一「天武諸皇子の順位」(『続日本紀研究』一九八 一九八七年)。
- (10) 『日本書紀』天武元年六月甲申条において「高市皇子・大津皇子」「草壁皇子・忍壁皇子」とあり、おそらく生年順に従った列記順序だとされる。
- (11) 寺西貞弘「鷗野皇女と吉野の盟約」(『古代天皇制史論』創元社 一九八八年、初出一九八七年)。
なお、植野良子氏は寺西説を「盟約に参加した皇子の立場および天皇の動向が軽視されている」と批判する(『天武系皇統と「皇后」の地位』『日本古代の王権と社会』塙書房 二〇一〇年)。だが、氏の指摘する「皇后の所生子が優先的に皇位継承を行えるということを示す」という盟約の意義は、寺西説とさほど変わらないように思われる。私見としては、盟約以降、持統の積極的な政治関与が見え始めることから、持統に主眼をおいた寺西説を支持したい。

- (12) 天武八年以前に持統の動向が確認できる記事は壬申の乱の記述と天武二年の「后妃子女列記記事」のみである点で、吉野の盟約までは「潤色のしようもないほど政治に関与していなかった」と指摘する。
- (13) 拙稿「令制キサキ制度の成立」妃・夫人・嬪の序列をめぐって―（『日本歴史』七五四 二〇一一年）。
- (14) 天武十四年の新冠位制において、草壁に皇子中最上位の浄広一位が授けられているのも、草壁の地位補強の一環と考えられる。
- (15) 拙稿前掲（13）。
- (16) 押部佳周「大津皇子始聴朝政。」の意義（『日本律令成立の研究』塙書房 一九八一年、初出一九七二年）。
- (17) 関口裕子「律令国家における嫡妻・妾制について」（『日本古代婚姻史の研究』下 塙書房 一九九三年、初出一九七二年）。